沖縄鉄軌道県民会議 設置要綱

(目的及び設置)

第1条 沖縄県が実施する沖縄鉄軌道計画案策定に向けた取り組みにおいて、県民の二一 ズ等を把握することを目的に、県民間の意見交換の場として、沖縄鉄軌道県民会議(以 下、「県民会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

- 第2条 県民会議は、次の各号に掲げる事項について、意見交換を行う。
 - (1) 沖縄鉄軌道計画検討委員会及び沖縄鉄軌道技術検討委員会において審議した事項
 - (2) その他、沖縄鉄軌道プロセス運営委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 県民会議は、公募による参加者48人以内をもって組織する。なお、公募に関することは、別に定める。

(運営)

- 第4条 県民会議の意見交換は、公開で行う。
- 2 県民会議は、グループ討議方式で意見交換を行うものとする。
- 3 県民会議を運営するため、ファシリテーターを置くことができる。
- 4 ファシリテーターは、県民会議のグループ討議の進行、全体の進行及びまとめを行う。

(事務局)

- 第5条 県民会議の事務局は、沖縄県企画部交通政策課に置く。
- 2 事務局は、意見交換の結果を、沖縄鉄軌道計画検討委員会及び沖縄鉄軌道技術検討委員会に報告する。

(設置期間)

第6条 県民会議の設置期間は、平成28年3月31日までとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めのない事項は、事務局において別に定めるものとする。

附則

この要綱は、平成27年4月17日から施行する。